

九州情報大学公的研究費の管理・監査に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、九州情報大学（以下「本学」という。）における公的研究費の管理・監査に関する必要な事項を定め、公的研究費を公正かつ適正に取り扱うことを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、文部科学省等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的資金等をいう。

第2章 責任体系の明確化

(最高管理責任者)

第3条 最高管理責任者を置き、学長をもってあて、その職名を公開する。

2 最高管理責任者は、公的研究費の運営・管理に関して、最終的な責任を負うほか、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。

3 最高管理責任者は、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理を行うことができるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第4条 統括管理責任者を置き、副学長をもってあて、その職名を公開する。

2 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について、本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

3 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 コンプライアンス推進責任者を置き、事務局長及び事務部長をもってあて、その職名を公開する。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。

3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下に、次の各号に掲げる事項を行う。

(1) 自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

(2) 不正防止を図るため、本学全体の公的研究費の運営・管理に関わるすべての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

(3) 本学全体の構成員が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(研究倫理教育責任者)

第5条の2 研究倫理教育責任者を置き、学部長をもってあて、その職名を公開する。

- 2 研究倫理教育責任者は、研究倫理に関する知識を定着・更新させるための実質的な責任と権限を持つ。
- 3 研究倫理教育責任者は、研究倫理についての教育・研究の実施並びに国内外における情報の収集及び周知を図るものとする。

第3章 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(ルールの特明確化・統一化)

第6条 統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、本学全体の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員にとって分かりやすいようにルールを明確に定め、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から常に見直しを行うとともに、ルール全体を体系化し、周知するものとする。

- 2 事務処理手続に関する機関内外からの相談を受け付ける窓口を、事務局庶務課（以下「庶務課」という。）に設置する。

(職務権限の特明確化)

第7条 公的研究費に関する事務処理手続は、研究者と庶務課の権限と責任を明確に定め、本学全体の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に周知するものとする。

(関係者の意識向上)

第8条 最高管理責任者は、公的研究費に係る不正防止を図るため、本学全体の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、学内規程等を遵守し、不正を行わない旨の誓約書（別紙様式1）の提出を求め、不正防止に努めなければならない。

- 2 学校法人麻生教育学園（以下「法人」という。）は、取引業者に、法人の規程等（本学の規程等を含む。）を遵守し、不正に関与しない旨の誓約書（別紙様式2）の提出を求められることがある。
- 3 法人は、不正な取引に関与したと認められた取引業者に、法人との取引停止等の処分又は損害賠償請求をすることがある。この場合において、取引業者が過去の不正取引について、法人に自己申告した場合には、取引停止期間の減免を行うことがある。

(調査)

第9条 公的研究費の使用について、不正行為又はその疑いがあると疑われる場合、最高管理責任者は、調査委員会を設置しなければならない。

(懲戒)

第10条 公的研究費の使用について、不正行為が確認された者は、学校法人麻生教育学園就業規則により懲戒を行う。

第4章 不正防止対策

(不正使用防止計画推進委員会)

第11条 不正使用の防止計画を推進するため、不正使用防止計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、具体的な不正使用の防止計画を策定・実施し、実施状況を確認する。
- 3 最高管理責任者は、不正防止計画の進捗状況についての管理を行う。

第5章 公的研究費の適正な運営・管理活動

(関係法令等の遵守)

第12条 公的研究費の執行にあたっては、関係法令及び当該研究費の執行基準等のほか、

学内関係諸規程の定めにより公正かつ適正に取り扱わなければならない。

(適正な執行管理)

第13条 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の適正な執行管理を行うため、研究者と定期的に執行状況を確認して、問題があれば改善策を講じなければならない。

2 物品の購入先は、原則として大学指定の業者とし、発注及び納品時の検収は庶務課が検収を行う。

3 非常勤雇用者の勤務状況確認は事務局事務部庶務課において行う。

第6章 情報の伝達を確保する体制の確立

(通報窓口)

第14条 公的研究費の不正使用等に関し、学内外からの通報を受け付けるための窓口を法人事務局総務部総務課とする。ただし、必要があると認める場合は、庶務課においても受け付けを行う。

2 通報窓口の担当係等は、公開するものとする。

第7章 モニタリング及び内部監査の在り方

(内部監査)

第15条 委員会及び庶務課において、公的研究費の適正な管理のため、モニタリング及び内部監査を実施する。

2 委員会及び庶務課は、毎年度10月と1月にモニタリング及び内部監査を実施し、監査結果に基づき改善点及び不正発生要因を把握し、関連部門と連携して不正防止に努めると共に、最高管理責任者に報告しなければならない。

3 最高管理責任者は、必要に応じ、適切な措置を講ずるものとする。

4 委員会及び庶務課は、監査にあたり学園の監事及び監査法人と連携を図るものとする。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定し、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別紙様式1（第8条第1項関係）

平成 年 月 日

公的研究費の運営、管理、使用等にあたっての誓約書

九州情報大学

公的研究費最高管理責任者（学長）様

（自著）

私 _____ は、公的研究費の運営、管理、使用等にあたっては、当該研究費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分認識し、本学の規程等を遵守するとともに、不正を行わないことを誓います。また、規程等に違反して不正を行った場合は、本学又は公的研究費の配分機関の処分を受けること及び法的な責任を負担することを認識いたします。

別紙様式2（第8条第2項関係）

平成 年 月 日

取引にあたっての誓約書

学校法人麻生教育学園 理事長 様

業者名
代表者

Ⓜ

当社は、貴法人との取引に当たり貴法人及び九州情報大学の規程等を遵守し、不正に関与せず、九州情報大学構成員から不正な行為の依頼等があった場合には直ちに貴法人に通報することを誓います。また、貴法人が行う内部監査並びに監事の監査、その他の調査等における要請に協力するとともに、不正が認められた場合には取引停止を含むいかなる処分を講じられても、異議を申し立てません。